(二十五)	(二十六)	(二十七)	(二十八)	(二十九)	(三十)	(三十一)	(三十二)		
空気逃し口の外観			空気逃し口の性能				圧力調整装置の性能		
空気逃し口の大きさ及び位置	空気逃し口の周囲の状況	空気逃し口の取付けの状況	空気逃し口の作動の状況	圧力調整装置の大きさ及び位置	圧力調整装置の周囲の状況	圧力調整装置の取付けの状況	圧力調整装置の作動の状況		
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。		
平成二十八年国土交通省告示第六百十六号第五号ロの規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	給気口と連動して空気逃し口が開放しないこと。	平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号ハの規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	扉の閉鎖と連動して開放しないこと。		

別表第二三(六)の項(ろ)の欄中「中央管理方式による」を「中央管理室における」に改め、同項(は)の欄中「作動」を「中央管理室において制御及び作動」に改め、同表四(一)の項(い)の欄中「自家用発電装置の外観」を「自家用発電装置の状況」に改め、同(五)の項(ろ)の欄中「空気槽」を「始動用の空気槽」に改め、同(六)の項(ろ)の欄中「の電解液」を削り、同項(は)の欄中「電解液を」を削り、同項(に)の欄中「漏液」を「液漏れ」に改め、同(七)の項(に)の欄中「異常音」を「異常な音」に、「異常な振動」を「異常な振動」に改め、同項を同(十七)の項とし、同(十六)の項(に)の欄中「異常音」を「異常な音」に改め、同項を同(十五)の項とし、同(十四)の項(に)の欄中「異常音」を「異常な音」に改め、同項を同(十三)の項(ろ)の欄中「及び停止」を削り、同項を同(十二)の項とし、同(十一)の項(に)の欄中「切り替え」を「切替え」に改め、同項を同(十)の項とし、同(九)の項(ろ)の欄中「屋内設置の場合の給排気の状況」を「自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）」に改め、同項を同(十一)の項とし、同(八)の項(ろ)の欄中「目視により確認」を「室内の温度を温度計により測定」に改め、同項を同(十)の項とし、同(七)の項の次に次の一項を加える。

(八)		
計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	発電機板、自動制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。

別表第二四(十八)の項(い)の欄中「エンジン直結の排煙機」を「直結エンジン」に改め、同(二十)の項(ろ)の欄中「の電解液」を削り、同(は)の欄中「電解液を」を削り、同(に)の欄中「漏液」を「液漏れ」に改め、同(二十七)の項を削り、同(二十六)の項(に)の欄中「異常音」を「異常な音」に改め、同項を同(二十七)の項とし、同(二十五)の項を同(二十六)の項とし、同(二十四)の項を同(二十五)の項とし、同(二十三)の項(に)の欄中「接続部」を「接続端子部」に改め、同項を同(二十四)の項とし、同(二十二)の項を同(二十三)の項とし、同(二十一)の項(ろ)の欄中「給気管」を「給気部」に改め、同項を同(二十二)の項とし、同(二十)の項の次に次の一項を加える。

(二十一)		
計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視により確認する。	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。

別表第三一(一)の項(に)の欄中「昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第一号」に改め、同表三(三)の項(ろ)の欄中「ただし」を削り、同(四)の項(に)の欄中「昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第二第四号」を「昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第二第三号」に改め、同表五(一)の項(い)の欄中「蓄電池室の外観」を「蓄電池等の状況」に改め、同(二)の項(ろ)の欄中「換気」を「蓄電池室の換気」に改め、同項(は)の欄中「温度計」を「室内の温度を温度計」に改め、同表六(一)の項(い)の欄中「自家用発電装置の外観」を「自家用発電装置等の状況」に改め、同(三)の項(に)の欄中「締付け」を「締め付け」に改め、同(五)の項(ろ)の欄中「空気槽」